

# 茂原市農業委員会第3回総会議事録

1 開催日時 令和5年2月10日(金) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所102会議室

3 出席委員 13名

1番 齋藤輝児	2番 小川克巳
3番 糸久敏秀	4番 蒔田定雄
5番 中村正明	
7番 光橋正人(第二小委員長)	8番 八角徳政(第一小委員長)
9番 杉浦文子(第二副小委員長)	10番 秋葉仁喜(会長職務代理者)
11番 鬼島一郎(会長)	12番 浦島京子(第一副小委員長)
13番 石井利明	14番 加藤古志郎

出席推進委員 11名

平野芳之	森川善仁	富田和男	中澤英夫
深山文雄	風戸茂樹	伊東忠司	富田泰宏
古山光雄	早川昇一	矢部友一	

4 欠席委員 1名

6番 小高一夫

5 事務局職員 5名

事務局長 高貫敦	局長補佐 丸島浩二
副主幹 加藤栄一	係長 片岡雄一
主査 吉田茂則	主事 酒井嵩文

6 会議に付した議案

- ・農地法第3条の規定による許可申請について 7件
- ・農地法第5条の規定による許可申請について 14件
- ・農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について 1件
- ・令和5年1月11日開催 第1回総会保留議案  
農地法第5条の規定による許可申請について 2件
- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)

7 報告

農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
地目変更登記申請に係る照会について  
軽微な農地改良の届出について

農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について  
その他

8 総会要旨

局長

定刻となりました。本日はお忙しい中、第3回総会にご参集頂きましてありがとうございます。始めに本総会は、農業委員会法第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席をいただいておりますので成立することをご報告いたします。

本日の案件につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が7件、農地法第5条の規定による許可申請が14件、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請が1件、そして令和5年1月11日に開催された第1回総会の保留議案、農地法第5条の規定による許可申請が2件の計24件、続いて農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の設定についての承認についてを審議して頂きまして合計25件となります。その後、事務局より報告事項がございます。それでは議事に入ります。議長は茂原市農業委員会総会会議規則により、会長が議長となることから議事の進行を会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

会長

本日は天候が悪く寒い中、ご苦労様です。それでは、ただ今より茂原市農業委員会第3回総会を開催いたします。議事に入る前に本日の議事録署名人について、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。（異議なしの声）本日の議事録署名人は5番中村委員と7番光橋委員にお願いしたいと思います。なお議案の説明及び書記は事務局にお願いします。

まず農地法第3条の許可申請について、1号議案から7号議案までありますが、1号議案及び2号議案は新規就農の案件となります。本日は、新規就農される申請者にお越し頂いておりますので、最初に1号議案及び2号議案を審議したいと思います。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請について、1号及び2号議案についてご説明します。こちらは新規就農の案件となります。なお、本日は新規就農者ご本人にお越し頂いておりますので、議案説明の後、入室して頂き、新規就農者として承認できるか等、質疑をお願いいたします。

それでは1号及び2号議案です。申請地は弓渡字仲之町地先外1筆、畑5, 703㎡を賃貸借にて借り受けようとする申請です。賃借人は千葉市の★★さん、賃貸人は弓渡の★★さん外1人です。

申請理由としまして、子供と多く接することのできる職業であるため、両親が弓渡に住んでおり、実家に帰ってくる予定があるためとのことです。土地選定理由としましては、弓渡に実家があり、将来的に地元で農業をやるためとのことです。

ここで、農業経営に係る営農計画について簡単にご説明します。3ページの4.(1)の販売予定先をご覧ください。販売計画として、借り受ける農地にてネギを栽培、JA長生に販売し225万円の売上げを見込んでおります。それに対する生産経費として、支出を235万円を見込む計画となっております。

次に3条許可基準ですが、全部効率利用要件について、現在賃借人が耕作に供すべき市内の農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、耕運機、農業用工作機械を借りる計画です。労働力については、1名で従事します。技術については、JA長生本納蔬菜部に所属し、茂原市認定農業者の★★さんと認定新規就農者の★★さんに実地指導してもらうとのことです。周辺地域との関係について、周辺地域の規則に従って農業をすとのことです。地域との役割分担については、農業の維持発展に関する話し合い活動へ参加するとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。それでは、★★さん入室していただきます。

(★★氏 入室)

会長

本日はご足労頂きましてありがとうございます。会長の鬼島と申します。それでは、始めに私から何点か伺いして、その後、委員からも質問があると思いますのでよろしくお願ひします。

まず、今回、異業種から農業の分野に挑戦するという決意をした、その大きな要因はどういったものでしょうか。

★★氏

そうですね。中学校時代の友人が、農業を始めたってことを知りまして、仕事は休みのときに、ちょっとお手伝いさせていただいていました。辛いところも一杯あると思うのですが、楽しさを覚えまして、今まで、サラリーマン生活を15年近くやっていましたが、農業というのは、やった分だけしっかりと成果として出るものなんだなと感じたので、自分でしっかり自立をして、やっていきたいなという思いがあり、今回やってみたいと思いました。

会長

日本全国、どこでもそうなんですけど、農業従事者は段々少なくなってきており、御多分に漏れず、茂原市においてもそういう状況でして、新たな農業者は基本的には、大賛成というところなんです。毎年、新規就農者の方も何名かいらっしゃっていますけれども、その大体の方はどこかで、研修等をされてから挑戦するというような形を取り組んでいらっしゃいますが、その辺について、農業の実技や知識、そういったものの習得を今後どのようにされようと考えていますか。

★★氏

今、現在も中学校の頃の友人である★★さんのところで、ネギを収穫したり、剥いて梱包したりというところまで、いろいろ教えていただきながら続けてやらせていただいています。他にも認定農業者の★★さんにも、実際にやってみて、先日は初めて出荷までさせていただいたりして、今は休みを使って日々、農業を覚えているような状況でございます。

会長

分かりました。ありがとうございます。それでは他にご意見があればお願ひします。★★委員どうぞ。

★★委員

今日のご苦労さまです。農業委員の★★と申します。今、会長が質問した話をお伺いして、ちょっと気になったことがありまして伺いますが、豊岡地区で長ネギを目標とされていることは本当に良いことだと思うのですが、ただ、長ネギを作る話の中で、指導が地元の★★さんや★★さんというお話をされていて、それはそれでよろしいと思うんですけども、実際、農業大学校には就農の準備講座として、2ヶ月ぐらいのうちに1週間くらい行くような講習会があったりするので、基本的な施肥の考え方とか、農地の作り方だったり、そういったものを実務的に勉強しておくことは非常に良いと思うので、もしスケジュールが合えば、農業大学校の方に電話をして、相談をしたらいかがでしょうか。もし会社もまだ辞めていないようであれば、時間を上手く活用して、退職された後も時間は取れますので、そういったところで勉強するのが非常に良いと思います。是非とも無駄にしないように対応して頂きたいと思います。今も話があったように担い手不足のこともありますし、若い方々のネットワークができれば、また6次産業を頑張りたいとかいう話も聞いておりますので、単体のネギだけではなくて、そういうことを活用するとか、そういうネットワークができれば、非常に良いというふうに考えております。ですので、退職後に上手く時間を活用して、是非とも知識を増やして頑張りたいと思います。私も近くなので、ぜひ協力していきたいなと思ってます

★★氏

ありがとうございます。やはり知識は全然足りないんで、自らしっかりと進んで勉強してやっていけたらと思います。

会長 他にございますか。★★委員どうぞ。

★★委員 ★★と申します。今日のご苦労さまです。先ほどからも会長や★★委員からも大分心配してるように、私もその辺の知識とか実践の経験というのが気になりまして、実践としては、★★さんのお宅で何かしらの作業のお手伝いとか何か経験したことは、どのようなものがありますか。

★★氏 そうですね。★★さんのところで、いろいろ少しやらせてもらってるぐらいです。

★★委員 まだ、あの方も若いのですが、新規就農者として随分綺麗に作っておられますよね。機械はリースをされるようですけれども、それは借り入れる目途は付いているのですか。

★★氏 今、★★さんや★★さんと相談させていただいており、当面の間は、なかなか利益は出せないと思うので、当面は、お2人から借りながらやらせていただくというような方法を考えています。後に利益が出るようになったら、ちょっとずつでも返していったり、自分で購入したりっていうことは考えています。

★★委員 今のところは、長ネギの栽培ということなんですけれども、長ネギの栽培も軌道に乗って、あと何か他に違う作物とか品種を作る予定はあるのでしょうか。

★★氏 そうですね。果物とか作れたら良いなどは思っているんですけど、まだ具体的にはそこまで考えてはおりません。

★★委員 まだ、お若いのでこれからできると思います。長ネギが軌道に乗れるよう、頑張ってください。

会長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。それではないようでございますので、この後、審議したいと思います。本日はありがとうございました。

★★氏 ありがとうございます。

(★★氏 退室)

会長 続きまして、第一小委員会からの報告をお願いいたします。

第一小委員長 第一小委員会の審議結果の報告をいたします。小委員会では、実際、本人に来て貰いまして、いろいろお話を伺いたいという意見がございましたが、圃場も綺麗にされており、近くに指導していただければ認定農業者もいらっしゃいますので、特に問題はなく許可の判断となりました。

会長 それでは審議いたします。先程も★★委員と★★委員からもご意見いただきましたが、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現地を確認しまして、畑は2枚とも綺麗にされております。新規ということですが、問題はないと思いますので、ぜひ頑張ってもらってほしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。それでは1号議案及び2号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案及び2号議案は許可ということで決定いたします。

続きまして、残りの農地法第3条の規定による許可申請について、3号議案から7号議案ですが、4号議案は営農型太陽光発電に伴う区分地上権の設定ですので、後程、農地法第5条の規定による許可申請での10号議案と併せて審議したいと思います。それでは、4号議案を除く3号議案から7号議案までの説明を事務局よりお願いします。

事務局

それでは3号議案です。申請地は本納字五反田地先、畑832㎡を買い受けようとする申請です。買受人は南吉田の★★さん、売渡人は本納の★★さんです。申請理由は、会社から近く耕作しやすいためとのことです。

ここで、農業経営に係る実施計画書について簡単にご説明します。まず4ページをご覧ください。買い受ける農地にて里芋、サツマイモを栽培し、販売計画として、関連会社である★★へ販売し24万円の売上を見込んでおります。それに対する生産経費として360万円を見込む計画となっております。

次に3条許可基準ですが、全部効率利用要件について、現在買受人が耕作に供すべき市内の農地はありません。なお、睦沢町及び東金市に自作地があり、睦沢町農業委員会より農地基本台帳記載事項証明書が、東金市農業委員会より耕作証明書が提出されております。なお、両農業委員会に確認しましたところ、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地判定の農地はないとの報告がありました。主な機械の保有については、トラクター、耕運機を所有しております。労働力、技術については、社員3名で従事する計画です。農作業常時従事要件については、従事者合計で150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係について、耕作地を拡大し農業法人として着実に成長し、できるだけ非耕作地を復元するように努め、近隣の農地へ良好な環境を与えるようにするとのことです。

また、農地について所有権、使用収益権、質権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得することができる農地所有適格法人に該当するか否かの判断があり、買受人は農地法第2条第3項に規定する法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件及び業務執行権要件をすべて満たしていることから、農地所有適格法人に該当すると判断されます。その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

4号議案は、先程お話がありましたとおり、後程ご説明いたします。

続いて第5号議案です。申請地は箕輪字川フチ地先、田363㎡を売買しようとする申請です。買受人は箕輪の★★さん、売渡人は上茂原の★★さんです。申請理由は、隣接地を耕作しているためとのことです。買い受ける農地にて水稻の作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、コンバイン、田植機を所有しております。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係について、取得予定地に隣接している田を所有しており、周辺地域への支障はないとのことです。その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

第6号議案です。申請地は箕輪字堀口地先、田565㎡を売買しようとする申請です。買受人は箕輪の★★さん、売渡人は箕輪の★★さんです。申請理由は、隣接地を耕作しているためとのことです。買い受ける農地にて水稻の作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機

械の保有については、トラクター、コンバイン、田植機を所有しています。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係について、取得予定地に隣接している田を所有しており、周辺地域への支障はないとのことです。その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

なお、先日の小委員会で5号議案および6号議案にかかる土地について、草刈り指導の意見がございましたので、申請人に申し伝えたところ、後日草刈りを実施したとの連絡があり、事務局の方で現地を確認しておりますのでご報告いたします。

第7号議案です。申請地は本小轡字川端下地先、畑143㎡を売買しようとする申請です。買受人は本小轡の★★さん、売渡人は東金市の★★さんです。申請理由は、隣接する自己所有地と共に効率的に耕作を行うことができるためとのことです。買い受ける農地にてじゃがいも、トマトの作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する市内の遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、耕運機を所有しています。労働力、技術については、世帯員1名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係について、近隣の農業者と協力して耕作を行い、問題が発生した場合は話し合いで解決するとのことです。その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。説明は以上です。

会長 次に第一小委員会の報告をお願いします。

第一小委員長 それでは、第一小委員会の報告をいたします。3号議案と7号議案は許可の判断となりましたが、5号議案と6号議案は現地調査で申請者の★★さんが以前購入した土地が少々荒れているので総会までに綺麗にするよう指導し、されていれば許可という判断となりました。

会長 それでは審議に入ります。3号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現地調査をいたしました。現在、隣接地がチップの山のような状態になっていて、それがちょっと危険を伴うのではないかという意見がありましたけれども、その辺は今後適切な指導をしていって、チップの改善がなされれば、私はやむを得ないかなと思っておりますので、その問題が解消できれば許可でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 私も現地を確認に行った時に思いましたが、すごく高くなっている堆肥の山のような所を捲り上げて平らにした所で耕作するということですが、そこで上手く耕作ができるかどうか気になりました。耕作をしていて、普通の砂じゃなくチップで、あまりにも高いので崩れてくるとかはないんでしょうか。ちょうど、現地を見に行った時も、ずっと積んであったから捲り上げている最中にも湯気が出ていました。それでも耕作をされると言うから耕作はされるのでしょうか、それが危ないのが心配です。

会長 現地調査でも、申請地のところは綺麗にされていて、今回それまで申請地にあったチップを隣接地にあった上に更に積んでしまったので、かなり高くなっていました。確かに近隣の子供が上に登ってしまって崩れてしまうという危険性はありますね。過去にも業者が学校のすぐ近くで山砂を積んでしまって、その砂が崩れないよ

うに指導して貰っている事例もあります。ですから、今回の案件についても、そうならないように積み上げているものを撤去して貰う必要があると私自身も感じてはおりますが。

★★委員

この法人は農地所有適格法人とのことですが、今回の申請で売買される土地の隣にチップが積んである土地と所有者は同じですか。それも農地であれば違反となるので指導が必要かと思えますが。

事務局

その件については、昨年の暮れに地元からも苦情がありまして、この地権者は3名おりますが、そちらに地元からの苦情があったことを伝えると共に、そのチップを山積みしている★★の社長さんに現地に来てもらって事情聴取をしました。話しでは、チップの木材は、富里市や印西市から持ってきたもので、今後、東金市の公園とか、大網白里市の太陽光発電の下地として搬出する予定とのことでした。事務局としても何度か指導してる中で、今年の3月までに今の3分の2ぐらいに高さを低くしていくということで社長さんに確認させていただきましたので、今後も見守っていき、もしされないようでしたら、再度、指導の方も行っていきたくて考えてます。

★★委員

わかりました。それともう1点、この法人は東金市と睦沢町に土地を所有してるということですが、そこで耕作している作物の体系は、ここでやろうとしているものと同じですか。

事務局

田と畑の両方ありまして、田については、刈り取りは頼んでいるというお話でしたが、それ以外は自分たちでやっているということ聞いております。★★さんだけでなくご家族でされているとのこと。畑は申請書では、里芋、サツマイモとウコンありますので、同じものと思われま。

会長

★★委員どうぞ。

★★委員

まず、この堆肥があった中でサツマイモや里芋を作るとなると、線虫以外に幼虫とかの被害が当然あることが予想される場所で、サツマイモを作る計画は、農家としては疑問が生じています。また単価も非常に高く設定していて、いかにもこの農地で収入が上がるような状態で書かれています。既に農地所有適格法人として認められているということですが、先程のお話でも、現地の状況で、★★さんがチップを捲り上げたということであると、何かそれと関連性があるように思えまして、そこにまた堆肥を流してしまうのではないかとということも懸念してしまいます。できれば、経過措置ということで、少し様子を見た方が良くないかなというふうに思うところです。その高さが2mを超えて3m、4mあるのであれば、農作業をやる上においても不適地ですので、そういう意味で滑りとか安全性を考慮して、この法人さんが耕作をされていく上において、法人さんの安全の確保が取れないと考えると、様子を見た方が良くないと思います。

事務局

チップの高さの件ですが、確かに今、チップは前より高くなっていますけれど、それは危ないということで、そのチップをもう少し反対側の東側に寄せて、高さを低くするそうです。今、重機も入っており、高さの方は段々低くしているということ伺っています。

★★委員

ただ3条の申請とは別になるかもしれませんが、農地を借り受け、若しくは購入した場合に、その人に対して、ただ法の要件だけで売買が成立すれば良いという考えは、ちょっとおかしいんじゃないかなというふうに個人的には思うんです。現地確認をしてそういう状況が発生しているのであれば、駄目ではないけれど、経過措置を確認してから判断するのが良いかと思えます。

会長                   ★★委員の言われていることも十分理解できますが、今回の申請で、チップの山にしたのは★★さんであって、この申請で売買に関係する人ではなく、それとは別に指導もしているということで、今現在、撤去の作業も進めているとのこと。★★委員、ご意見があればどうぞ。

★★委員               このチップは農業用資材でしょうか、それとも産業廃棄物となるのでしょうか。あれが堆肥であるならば、良いのでしょうか、そうでなければ無断転用ということですよ。

事務局               長生農業事務所に転用行為に当たることを確認しております。

会長                   ★★委員いかがですか。

★★委員               私も現地は更地であった頃からよく知っていますけれど、まず買受人の★★という会社はどのような事業をされているのでしょうか。住所もチップを置いた★★の近所ですよ。整理すれば、底地を売買するために3条申請をしたけど、その土地にチップが積んであった。そういう意味でいうと、3条の申請ですから、これは耕作することが前提であるので、作物を栽培できるようにしなさいということですよ。上にあったチップを片付けて底地を出して、一応栽培できる状態にしたということで申請されたわけですよ。それで所有権移転がされるようになったけれど、また、そこにこぼれてきたチップが上に乗ってくるという可能性はあるような気はするわけです。ですから、そういう意味では、先程の★★委員が言っていたように少し様子をみるのも一つの状況なのかなというような気はします。

★★委員               地元で、ちょっと見ているんですけども、★★さんは、★★さんの土地とその他の土地を借りて、そこにチップの山を形成していて、今回、たまたま★★さんが、★★さんに土地を売るということで、★★さんの土地にあったチップを隣に巻き上げたんですよ。それで高くなったので、★★さんがその隣の土地を借りたんだと思うのですが、今、チップを崩して少し山を低くしていると思うのですが、その他に事務局が言われたように、大網白里市とか東金市の方にチップを移動するっていう、こういう段階ですよ。私の経験上、どかしても、あれだけのチップがまだ下にいっぱいあるんで、たぶん養分が多いので作っても作れないことはないと思いますが、里芋も思ったようにはできないと思います。何年かはかかるかと。ただ、これは3条申請ですので、作れないことはないので許可は仕方ないのかなと私は思うんですけど。

会長                   いろいろなご意見が出ておりますが、結論を出したいと思います。★★委員どうぞ。

★★委員               いろいろな意見がありましたけれど、これは3条申請で★★さん所有の農地を農地のまま権利を移すということですよ。そうすると茂原市農業委員会が直に許可するのであるから、許可した要件を満たさないようであれば、指導はここが直接できるわけですし、できないのであれば指導すれば良いのですから、現時点では申請者が耕作をきちんと今計画されているとおりにされるというのであれば、許可でもよろしいのかと思います。

会長                   それではまとめたいと思います。他にご意見はございますか。よろしいですか。それでは3号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは3号議案は許可ということで決定いたします。続きまして、5号議案です。買受人が同じ方なので6号議案と併せて審議したいと思います。現地調査をした★★委員いかがでしょうか。



★★委員 この場所ですが、現地調査では、現地は結構荒れているように見えまして、草刈りの指導をして、それをもって総会で審議しようということになったのですが、先程の説明では、草刈りをされて綺麗に耕作できる状態になったということですので、許可でよろしいかと思えます。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 まず、5号議案ですが、今回の申請地の下の南側2筆も★★さん本人のもので、実際のところ、この区画全部は休耕地となっていて、今年も作っておらず、いろいろな事情があるのですが、★★さんも持っても仕方ないとのことで、★★さんに買って貰いたいとなったのだと思います。6号議案は、実際周りは田んぼを耕作しています。それで、今年もちゃんと耕作されております。だいぶ前から★★さんは売って欲しいということで話しをしていて、今回、買われたということだと思います。ただ、ここはイノシシの被害で、実際に田んぼができるかどうかというような状況ですけれども、★★さんは、一生懸命耕作されている状況です。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 この前見てきた時には確かに草が生えていましたけれども、事務局の方で指導して、★★さんが持っているところも綺麗にしてありました。それから★★さんの土地も綺麗にされておりました。5号議案と6号議案は許可でよろしいのではないかと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。それでは5号議案と6号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは5号議案及び6号議案は許可ということでも決定いたします。続きまして7号議案です。現地調査をした★★委員いかがでしょうか。

★★委員 これは土地改良の余剰地ですが、許可ということでもよろしいと思えます。

会長 ★★委員、いかがですか。

★★委員 今現在は作付けをしてないようでもございますけれども、草刈等は、ある程度綺麗に管理されております。自作地の効率を図るためということでもございますので、問題はないと思えます。

会長 委員いかがですか。

★★委員 今意見が出ていますように、自作地の隣で、自宅の近くの土地でもございます。支障はないと思えますので許可でもよろしいかと思えます。

★★  
会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。それでは7号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは7号議案は許可ということでも決定いたします。

続きまして、農地法第5条の規定による許可申請について8号議案から21号議案及び農地法5条の規定による許可後の計画変更承認申請について22号議案ですが、件数が多いため、説明と審議を2回に分けます。最初に8号議案から12号議案までと計画変更の22号議案、それと農地法第3条の規定による許可申請についての4号議案、これは区分地上権に関するものですので、10号議案と併せて事務局から説明をお願いします。

それでは、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。始めに8号議案、9号議案は一体計画ですので併せて説明いたします。

申請地は、本納字乗川地先、田2筆650㎡、畑1筆499㎡の合計1,149㎡です。大阪府の★★さんが、本納の★★さんと東京都の★★さんからそれぞれ土地を買い受けて、太陽光発電施設用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は日当たりがよく、周囲に高い建物が建つ可能性が低いためとのことです。事業計画として、太陽光パネル160枚を設置します。なお、発電した電気については、親会社である小売電気事業者の★★に売却します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、市都市計画課に太陽光発電設備設置事業事前協議申出書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみとのことです。排水は雨水自然浸透のみです。★★並びに★★から意見書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は2名おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

次に10号議案です。これは営農型発電設備に係る農地法第5条の規定による許可申請です。参考資料として、お配りしております「令和5年第3回総会議案第4号及び10号に係る議案資料」を後程併せてご覧ください。審議としましては10号議案と4号議案です。10号議案は太陽光発電設備を設置するための一時転用の許可申請となります。これは申請人が太陽光パネルを張るための支柱等を農地に立てることの許可を受けようというものです。これと同時に、4号議案の区分地上権設定の3条許可の審議になります。これは、太陽光パネルを空中に張るため農地の空中部分の権利を得ようというものです。併せてご説明します。

まず10号議案です。申請地は、法目字五反田地先、田439㎡の内0.156㎡、畑621㎡の内0.167㎡、合計1,060㎡の内0.323㎡を山形県の株式★★さんが陸沢町の★★さんから賃借権設定により土地を借り受け、一時転用許可を得て、農地に支柱を立てて営農型太陽光発電設備を設置しようとする申請です。申請理由及び土地選定理由は、採光等の自然条件に恵まれた土地であるためとのことです。事業計画としては、申請地に太陽光パネル80枚、支柱32本を設置します。

次に、転用許可基準です。立地基準については、申請地は農用地区域内にある農地と判断され、原則として許可をすることが出来ない農地ですが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第2号本文、同施行令第11条第1項第1号イ及び第2号本文の「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、例外的に許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、経済産業省資源エネルギー庁に再生可能エネルギー発電事業計画の申請をしております。また、市都市計画課に太陽光発電設備設置事業事前協議申出書が提出されております。

周辺農地の営農条件への支障について、埋立て等はいりません。排水は雨水のみです。★★から一時転用に係る同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は4名おり、いずれも確認を得ております。一時転用の許可期間については、10年で申請されていますが、農林水産省の通知では、担い手が権利を有する農地を利用する場合または荒廃農地を利用する場合は10年以内とされております。許可期間については、許可権者が決定するものと考えます。

その他、設備の撤去時の費用を含め転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続いて営農型発電設備の許可基準についてです。許可の条件として、農地法の処理基準及び運用通知の定めによる通常の判断のほか、下部の農地における営農の適切な継続が確実と認められることが必要であり、営農が行われない場合、下部の農地にお

ける単収が同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合、下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合等に該当する場合は、営農の適切な継続が確保されていないと判断するものとなっています。なお、荒廃農地を利用する場合は収量の制限はありません。

これを判断するため、営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書についてご説明します。「令和5年第3回総会議案第4号及び10号に係る議案資料」の6ページから順次ご覧ください。発電設備下部の農地における作付け予定作物はサツマイモです。必要な農作業の計画として、申請期間に合わせ10年目までの農作業計画を記載しています。サツマイモは1年目の6月から定植し、中間管理を経て、10月から11月に収穫を見込んでいます。次に資料の9ページをご覧ください。利用する農業機械、農作業に従事する者の農作業経験等の状況は、資料のとおりです。

次に営農への影響の見込みについてです。資料の10ページから順次ご覧ください。サツマイモに生育に適した日照量の確保は、パネル下部から生育した葉を日照が確保できるアレイ間に伸ばすため支障は生じないと見込んでいます。農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保は、支柱が最低地上高2m、最高地上高2.8mでパネル下部へのトラクター搬入も可能としています。下部の農地の単収は、サツマイモについては、地域の平均的な単収10a当たり2,400kgに対し80%の1,920kgを見込んでいます。資料の2ページは申請地の太陽光パネルの配置図、資料の3ページから5ページは使用するパネルの形状です。

次に12ページをご覧ください。以上の計画について、知見を有する者として、茂原市認定農業者の★★さんの意見書が提出されております。知見者は以前よりサツマイモ等の栽培を行っており、意見書によりますと、適切な日射量が確保されていれば栽培に問題無く、本事業も県内の他の地区での実績データ等を勘案し、遮光率の観点からは基準収穫量の8割以上を確保することが可能と判断出来るとのことです。

また、申請地の位置等からみて、周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼす恐れがないと認められることが必要であり、農業振興地域整備計画を阻害する恐れのある計画については、認められないとされています。以上が5条の転用申請に関する説明となります。

このまま続きまして、区分地上権の4号議案です。申請地は、法目字五反田地先、田439㎡の内5.112㎡、畑621㎡の内199.368㎡、合計1,060㎡の内204.48㎡です。山形県の★★さんが陸沢町の★★さんの土地に区分地上権を設定しようとする申請です。申請理由は、太陽光パネルを農地の空中部分に設置するためです。

次に許可基準についてです。区分地上権の設定に係る3条許可の判断については、3条2項ただし書きの不許可の例外事由に該当するため、同項各号の全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件などの各要件を満たす必要はありません。処理基準においては、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れがなく、かつ当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされています。営農条件への支障については、一時転用許可において判断されることになっており、賃借人等の権利者の同意については、農地の借人である★★さんから同意書を得ております。

なお、農林水産省の通知によりこの区分地上権設定の期間は支柱部分に対する一時転用期間と同じ期間とされております。

この3条許可の取扱いについては、転用許可がされない場合は、3条許可は行わないこととされております。これは、転用が不許可となった時点で区分地上権設定に係る目的が失われ、営農条件への支障の恐れがないことについて判定できなくなるため、許可できないものと考えためです。従いまして、転用が許可であれば同時に許可、不許可であれば同時に不許可という考え方になります。

続きまして11号議案です。申請地は、高師字椎地塚地先、畑770㎡と農地以外211.04㎡、合計981.04㎡です。八千代市の★★さんが、高師の★★さん

外1人から土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、茂原駅近くの物件のためとのことです。事業計画として、区画平均面積248.58㎡の宅地3区画を造成します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず、整地のみです。排水は公共下水道に接続します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。なお、この申請につきましても、先月同じく申請がなされておりましたが、その後、申請を取下げられ、事業規模の計画を見直して再度申請をされております。

続きまして12号議案並びに計画変更承認申請の22号議案です。併せてご説明いたします。申請地は、下永吉字柳坪地先、畑337㎡です。下永吉の★★さん外1人が親である下永吉の★★さんから使用貸借の権利の設定により土地を借り受けて、専用住宅用地とする申請です。申請地は、平成26年4月15日付け、専用住宅用地で農地法第5条の規定による許可を受けましたが、転用目的実現ができなくなったため、計画を変更するものです。申請理由は現在、借家住まいで手狭になったため、土地選定理由は、両親の住まいの向かい側にあるためとのことです。事業計画として建築面積66.24㎡の住宅1棟と30㎡のカーポートを建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は市街化が見込まれる区域で、宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、市の土木管理課の道路工事施工承認申請書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、埋め立ては行わず整地のみです。排水は東側より公共下水道へ放流の計画です。★★から雨水排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。説明は以上です。

会長 小委員会からの報告をお願いします。

第一小委員長 それでは小委員会の報告をいたします。まず8号議案、9号議案ですが、小委員会の段階では、★★からの排水同意が確認できていませんでしたが、同意の確認ができれば許可相当との判断となりました。10号議案と4号議案ですが、こちらは以前からの事業であり許可相当、11号議案は用途地域内の第3種農地であるので許可相当、12号議案と計画変更の22号議案は専用住宅用地であることから許可相当の判断となりました。

会長 それでは審議いたします。8号議案及び9号議案一体計画です。現地調査をしておりますので、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 ここは周辺にも同じような太陽光発電設備が建っております。用途地域内の第3種農地ということですので、許可相当でよろしいかと思えます。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 第3種農地でありますし、排水も同意を取られたとのことですので、特に問題はないと思えます。

- 会長                   ★★委員、いかがですか。
- ★★委員               この8号、9号議案の隣の土地は、先月、保留となった議案の物件ですよ。これが保留となったのは、★★の確認が取れていなかったからでありましたので、今回、その確認が取れたということであれば、それと併せて一体化されて太陽光発電の用地になると思いますので、問題はないかと思います。第3種農地でありますので許可相当でよろしいかと思います。
- 会長                   他にご意見はございますか。よろしいですか。それでは8号議案及び9号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは8号議案及び9号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして10号議案です。現地調査をしております。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員               ここは今まで計画されて申請してきて残された場所ですよ。これにおいては、計画も進んでおりますので許可相当ということでもよろしいと思います。
- 会長                   ★★委員、いかがでしょうか。
- ★★委員               今お話がありましたように、これまでの経緯から考えても、特に問題はないかと思えます。
- 会長                   ★★委員、いかがですか。
- ★★委員               同じく今までの事業の過程を見ても、許可相当でよろしいのではないかと思えます。
- 会長                   ★★委員どうぞ。
- ★★委員               今回の申請については、許可相当でよろしいかと思いますが、ただ、今まで申請されてきた太陽光発電の下の耕作状況を見ておりますが、あっちこっちといろいろやってきていて、この人数でやり切れているのかなという懸念はあります。現在もマルチを張ったままで、苗を植えたまま掘り起こしていないところもあるんですね。荒廃農地であれば収穫量も気にしなくても良いのかもしれませんが、余りにも、手を広げるだけ広げてしまって、耕作ができないのではないかという心配はあります。高田地区でやっている箇所も、一部の通り道は綺麗になっていますけれど、ちょっと奥の方に入ると周りもそのままになっていて、赤目川の掘削土を入れると言っていたところも入っていないようです。その状況はいかがでしょう。
- 事務局               赤目川の土については、長生土木事務所と調整しながら順次行っていると思います。まだ高田地区の方は進んでいないようですが、長生土木事務所には土を入れる時は事前に連絡をして貰えるよう話はしてあります。計画どおり進んでいないようですが、順次入れていくと思います。埋立てとなれば届出が出ますので、その際は報告したいと思えます。
- ★★委員               今の時期に入らなければ作付けは、また難しいでしょうね。確か、申請の時の説明では、支援事業者の★★さんは土が入らなければ、自費でも入れるような話をされていたと思うんです。田んぼと畑を一体化するところもそのままやっていないので、これからどうされるのか心配はしております。
- ★★委員               今の★★委員の意見は、★★さんが事業を拡大している中で、心配された問題だ

と思うのですが、やはり当初からこの営農型太陽光発電に関してはいろいろと意見交換してきて、★★委員がおっしゃるような心配もあったと思うんですね。やはり、先程の3号の議案もそうですけれど、耕作をされる上で、誰が見ても適正にできるという状態や体制が必要かと思います。そういった意味では、場合によっては委員会にお越し頂いて説明して頂くことも必要になるかと思いますが、状況によっては農業委員会としても指導が必要な場合もあると思います。特に何回も耕作者が撤退した高田の地区の営農型発電設備の場所は、あれだけ広い場所を引き継いでブルーベリーを耕作されるということですので、いろいろ問題を抱えているかと思います。なので、耕作されるということを踏まえて今後も状況を見守っていくことでよろしいかと思います。

会長

他にご意見はございますか。よろしいですか。それでは、今後の状況によっては指導が必要な場合もあるかもしれませんが、10号議案については、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは10号議案は許可相当ということで決定いたします。なお、4号議案の区分地上権につきましては、先程、事務局から説明がありましたとおり、10号議案が許可となれば許可、不許可となれば不許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4号議案はそれで決定いたします。続きまして11号議案です。現地調査をしております。★★委員いかがでしょうか。

★★委員

この場所については、場所的にも農地が残ってしまっている状況の場所なので問題は無いと思います。許可相当でよろしいと思います。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

駅周辺の住宅街で用途地域内の第3種農地でありますし、問題は無いかと思います。

会長

★★委員、いかがですか。

★★委員

売主の★★さんの庭先となっているようなところを売るようで、現況も宅地なので、許可相当でよろしいと思っております。

会長

他にご意見はございますか。よろしいですか。それでは11号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは11号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして、12号議案と計画変更の22号議案です。こちらも現地調査をしております。★★委員、いかがですか。

★★進委員

親の近くに家を建てるということであり、この周りはほとんど住宅地になっております。問題は無いと思います。

会長

現地調査もしておりますので、★★委員いかがでしょうか。

★★委員

現地を確認しましたが、隣接地も周囲も住宅化されております。以前、同じ専用住宅で許可されており、ご事情があつて計画変更されたと思いますが、特別な問題は無いと思いますので、許可相当でよろしいかと思います。

会長

他にご意見はございますか。よろしいですか。それでは12号議案及び計画変更の22号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは12号議案及び計画変更の22号議案は許可相当ということで決定いたします。ここで一旦、休憩とします。

(休憩中)

会長

それでは再開します。引き続き13号議案から21号議案までの説明を事務局よりお願いします。

事務局

13号議案です。申請地は、下永吉字塩田地先、畑366㎡です。千葉市の★★さんが親である下永吉の★★さんから使用貸借の権利の設定により土地を借り受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は、現在、賃貸住宅で生活しておりますが、子供の成長とともに手狭になってきたためとのことです。事業計画として、建築面積115㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農用地区域内農地、第3種農地、第2種農地の(a)のいずれにも該当せず、特定土地改良事業等の施行区域内にあり、第1種農地と考えられます。第1種農地と判断される農地については、原則として許可をすることが出来ない農地とされておりますが、住宅その他周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであると判断できるものについては、農地法施行規則第33条第4号の規定に該当し、例外的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、市の土木管理課に道路工事施工承認申請書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず、整地のみです。排水は合併浄化槽処理後、道路側溝へ放流します。★★から排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は2名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして14号議案です。申請地は、長尾字田尻地先外1筆、田700㎡、畑512㎡、合計1,212㎡です。高師の★★さんが、小林の★★さんから土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、近隣で宅地開発が行われており、需要があるため、日当たりが良く宅地分譲に適しているためとのことです。事業計画として、区画平均面積195.19㎡の宅地5区画を造成します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、市都市計画課に宅地開発事業事前協議申出書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は合併浄化槽処理後、道路側溝へ放流します。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして15号議案から20号議案です。一体計画ですので併せて説明いたします。申請地は、小林字西ノ前地先外11筆、田475.51㎡、畑244.45㎡、農地以外1,293.55㎡、合計2,013.51㎡です。早野の★★さんが、小林の★★さん外5名から土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、申請地は住宅地で、近隣に商業施設があり、分譲地として適しているためとのことです。事業計画として、区画平均面積223.93㎡の宅地6区画を造成します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、市土木管理課に道路工事施工承認申請書が、市都市計画課に宅地開発事業事

前協議申出書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は公共下水道に接続します。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして21号議案です。申請地は、ゆたか地先、畑345㎡です。六ツ野の★  
★さんが、腰当の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、現在借家住まいで手狭となっており、申請地は区画整理事業地内で住環境が良好で、実家に近いためとのことです。事業計画として建築面積95.65㎡の住宅を1棟建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。排水は公共下水道に接続します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。説明は以上です。

会長 次小委員会の報告をお願いします。

第一小委員長 それでは報告いたします。13号議案は、第1種農地ですが、専用住宅のための申請でありますので例外規定に該当することから許可相当、14号議案と15号から20号議案の一体計画と21号議案はいずれも用地域内の第3種農地で宅地分譲用地、専用住宅用地の申請でありますので許可相当の判断となりました。

会長 それでは、審議いたします。13号議案です。★★委員、いかがでしょうか。

★★委員 親の近くに子供が住宅を建てるということです。第1種農地であります。例外規定に該当しますので、問題はないと思います。

会長 現地調査もしております。★★委員、いかがでしょうか。

★★委員 第1種農地ということですが、周辺も住宅等がございます。専用住宅用地ということですので、許可相当でよろしいかと思っております。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。それでは13号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)それでは13号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして、14号議案です。こちらも現地調査をしております。★★委員、いかがでしょうか。

★★委員 周囲は住宅地となっている中での宅地分譲です。用途地域内の第3種農地でございますので、問題なく許可相当でよろしいかと思っております。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 同様の意見ですが、住宅地内の第3種農地でありますので、特に問題はないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 ここは、周りにはもう既に住宅地となっておりますし、用途地域内にありますので



許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。それでは14号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)それでは14号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして、15号議案から20号議案の一体計画です。現地調査をしておりますが、★★委員、いかがでしょうか。

★★委員 ここは区画整理地区域に隣接している場所で、近隣にはバイパスが通っており、商業施設や店舗等が多いところであります。問題なく許可相当でよろしいかと思えます。

会長 ★★委員、いかがでしょうか。

★★委員 用途地域の第3種農地でありまして、農地部分の含めて綺麗に整備されております。特に問題はないと思えます。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 お二方がおっしゃったように、以前はここには工場があって、雑木も結構あったんですけど、今、きちんと整理されてます。周囲の状況から見ても問題はないと思えますので許可相当でよろしいと思えます。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。それでは15号議案から20号議案の一体計画ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)それでは15号議案から20号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして、21号議案です。ゆたか土地区画整理地内の申請です。★★委員、いかがでしょうか。

★★委員 現地は区画整理地内で住宅用地であります。専用住宅の申請ですので問題はないと思えます。

会長 ★★委員、いかがでしょうか。

★★委員 用地地域内の第3種農地にある土地区画整理地であります。住宅を建てられる申請でありますので問題はなく許可相当でよろしいと思えます。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。それでは21号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)それでは21号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして、令和5年1月11日開催 第1回総会保留議案です。保留議案の23号議案及び24号議案の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、令和5年1月11日開催 第1回総会保留議案 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。

始めに23号議案です。申請地は、本納字乗川地先、田1, 449㎡です。大阪府の★★さんが、本納の★★さんから土地を買い受けて、太陽光発電施設用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は日当たりがよく、周囲に高い建物が建つ可能性が低いこととです。事業計画として、太陽光パネル160枚を設置します。なお発電した電気については、親会社である小売電気事業者の★★に売却します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。



ようか。(異議なしの声) それでは24号議案は許可相当ということで決定いたします。

続きまして、第25号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)であります。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)をご説明します。  
(内容等について説明する。)

会長

説明が終わりました。ご意見ございますか。(異議なしの声) それでは25号議案については承認とさせていただきます。以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

次の事案を報告

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・地目変更登記申請に係る照会について
- ・軽微な農地改良の届出について
- ・農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について
- ・その他

会長

以上で本日の総会を終了します。